

第 106 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 20 年 2 月 22 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00
場 所 1001 会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
直江委員、藤原委員
総 務 省 武内電気通信事業部長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
岡本料金サービス課課長補佐
事務局

【議事要旨】

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（電気通信事業部会への報告書案）

総務省から資料説明が行われた後、報告書案について、検討が行われた。
報告書案について今回の接続委員会での承認を受けて、次の電気通信事業部会で報告されることとなった。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）について（電気通信事業部会への報告書案）

総務省から資料説明が行われた後、報告書案について、検討が行われた。
報告書案について今回の接続委員会での承認を受けて、次の電気通信事業部会で報告されることとなった。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加）について（電気通信事業部会への報告書案）

総務省から資料説明が行われた後、報告書案について、検討が行われた。
報告書案のうち、提出意見に対する考え方を一部修正の上、次の電気通信事業部会で報告されることとなった。

【主な発言等】

1. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

藤原委員：今回の改正の合理性については、考え方に織り込まれていないように思えるが、これで審議会としての説明責任を果たしていると言って良いのか。

総務省：今回の改正については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」の報告書において方向性が示されたもの。いただいた意見を踏まえ、今後、設備区分の廃止等の改正を行う場合には、今回と同様、審議会での手続等を踏まえ、改正することになるものと思料。

酒井委員：接続会計報告書において千円単位での表示を可能とするものの対する意見について、有効数字的な発想で意見に対する考え方を書くことはできないのか。

総務省：接続会計報告書における表示の単位は変更となるが、接続料算定において影響を及ぼすものではない。

東海主査：財務諸表は外部に公表するためのもので、有価証券報告書で公表する際の数値と同様、概要を公表すれば足りると考える。なお、当該数値を用いて接続料算定の際には、これまで同様、一円単位で計算される。

相田委員：外部に公表する際には、一円単位で公表するというやり方もあるのではないか。

東海主査：財務諸表として一円単位で公表する必要性まではないような気がする。

酒井委員：表示が千円単位になったとしても、他事業者が接続料の妥当性を検証する際の影響はそれほどないのではないか。

東海主査：財務諸表の表示が他事業者の接続料の妥当性の検証に大きな影響を与えるのであれば考慮の必要があるが、現状ではそういった影響はないものと理解しており、表示をある程度まとめることには合理性があると思う。

東海主査：他に意見がないようであれば、事務局提示の報告書（案）をもって、電気通信事業部会へ報告することとしたい。

2. 一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加について

相田委員：ルーティング番号のみの廃止とはどういう状態なのか。

総務省：例えば、同じ局内でユーザが引っ越しをした場合に、既存番号と同じ

番号を使わない場合には、これに該当する。

酒井委員：番号ポータビリティを利用して、既存番号を一旦引き継ぐが、他事業者に移った後に既存番号を使用しなくなるということか。

東海主査：他に意見がないようであれば、事務局提示の報告書（案）をもって、電気通信事業部会には報告することとしたい。

3．加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加について

相田委員：考え方4において、特別予約メニューの手続費に係る作業時間については、運用実績を踏まえ、適時再計測することとされているが、具体的にどうということか。

総務省：パターンごとの時刻指定手続が稼働していく中で、実際の調整時間がどの程度であるかを計測した上で報告することを求めるという趣旨。報告された実績を踏まえ、必要に応じ、パターンごとに加重平均を行う等の見直しを行っていくものと思料。

酒井委員：時刻指定申込について、1つの時間帯に申込が集中した場合には、対応できずに断ることとなるのか。

総務省：そうなると思う。

酒井委員：仕方ないことだとは思いますが、今回新たな予約メニューを追加することで、結果として既存の予約メニューより特別予約メニューが優先されてしまうのではないか。

藤原委員：提出意見に対する考え方3で、「到着しなかった」とあるが、接続約款の変更案では「完了しなかった」とある。到着することと完了することとの間には工事に要する時間の分だけタイムラグがあるのではないか。考え方3の2段目でのなお書き部分を修正する必要があるのではないか。

東海主査：御指摘のとおり。御指摘の箇所については、接続約款の変更案の記載ぶりに合わせた形で修正することが適当。事業部会への報告は、基本的には事務局提示の報告書（案）の内容にて報告するが、考え方3の修正案については、当方にて別途事務局と調整の上、各委員に確認を取ることとしたい。

以上